

平成 23 年度 建設工事に係る入札・契約制度の改正について（概要）

手続のより一層の客観性、透明性を確保し、適正価格での契約の推進と公共工事の品質確保を図るため、建設工事の一般競争入札に係る入札・契約制度を次のとおり改正します。

1. 最低制限価格制度の見直し

<p>□価格の設定方法 算定根拠は事前公表</p>	<p>4 月 1 日以降の入札公告案件から、中央公契連モデル(H21.4.10 改正)の低入札価格調査基準価格と同水準で設定します。</p> <p>(直接工事費 × 95% + 共通仮設費 × 90% + 現場管理費 × 70% + 一般管理費等 × 30%) + 消費税 建築・建築設備・プラント設備工事等は、国土交通省の運用基準に基づき補正を行います。また、単価契約等、工事の特殊性から、同算定式によらない場合があります。</p>
<p>□価格の公表時期 制限付一般競争入札</p>	<p>予定価格 5 千万円以上 1 億円未満の工事 全ての業種について、4 月 1 日以降の入札公告案件から事後公表とします。</p> <p>予定価格 1 千万円以上 5 千万円未満の工事 電気・管工事について、4 月 1 日以降の入札公告案件から事後公表とします。</p> <p>上記、の入札結果を一定期間検証したうえで、5 千万円未満の土木・建築・造園・その他の工事についても、最低制限価格の事後公表化について検討を進めます。</p>

2. 低入札価格調査制度の試行導入

<p>□対象工事</p>	<p><u>予定価格 1 億円以上の制限付一般競争入札及び全ての総合評価一般競争入札</u>について、4 月 1 日以降の入札公告案件から低入札価格調査制度を適用します。</p>
<p>□価格の設定方法 調査基準価格 算定根拠は事前公表</p>	<p>中央公契連モデル(H21.4.10 改正)の低入札価格調査基準価格を採用します。</p> <p>(直接工事費 × 95% + 共通仮設費 × 90% + 現場管理費 × 70% + 一般管理費等 × 30%) + 消費税 建築・建築設備・プラント設備工事等は、国土交通省の運用基準に基づき補正を行います。また、工事の特殊性から、同算定式によらない場合があります。</p>
<p>失格基準価格 算定根拠は事前公表 総額判断基準を採用</p>	<p>予定価格 1 億円以上 5 億円未満の工事 (直接工事費 × 90% + 共通仮設費 × 70% + 現場管理費 × 70% + 一般管理費等 × 30%) + 消費税</p> <p>予定価格 5 億円以上の工事（詳細調査対象） (直接工事費 × 75% + 共通仮設費 × 70% + 現場管理費 × 70% + 一般管理費等 × 30%) + 消費税 いずれも、建築・建築設備・プラント設備工事等は、国土交通省の運用基準に基づき補正を行います。また、工事の特殊性から、これらの算定式によらない場合があります。</p>
<p>□価格の公表時期 調査基準価格 失格基準価格</p>	<p>適用する全ての入札案件について、事後公表とします。</p> <p>適用する全ての入札案件について、原則非公表とします。 失格基準価格を下回る入札があった場合は、手続の透明性を確保するため事後公表とします。</p>

3. 予定価格の取扱に関する見直し

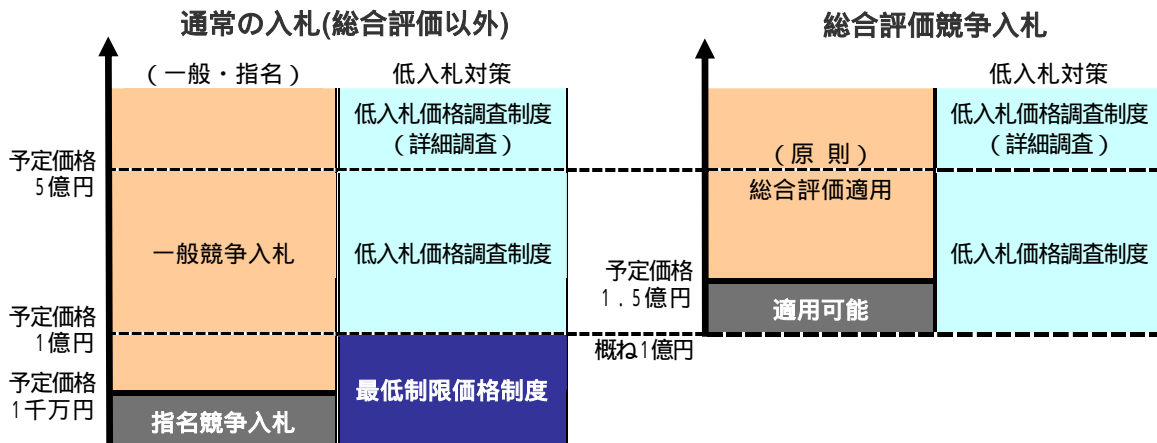
<p>□価格の公表時期 総合評価一般競争入札 制限付一般競争入札</p>	<p>4 月 1 日以降の入札公告案件から、全て事後公表とします。</p> <p>最低制限価格を事後公表とする入札案件及び低入札価格調査制度適用案件の入札結果を一定期間検証したうえで、予定価格の事後公表化について検討を進めます。</p>
---	--

4. 不正行為への対策

<p>□指名停止基準の改正</p>	<p>事後公表とする価格等を探ろうとする不正行為について、指名停止措置の対象となる行為を具体的に明記し、厳格に運用します。</p>
--------------------------	---

参考 入札方式と低入札対策

□制度の運用イメージ



□低入札価格調査の内容

要求資料

予定価格 1 億円以上 5 億円未満の工事

- 低入札価格調査報告書
- 当該価格での入札が可能となった理由
- 配置予定技術者名簿
- 誓約書
- 積算内訳書及び明細書
- 建設副産物の搬出先

予定価格 5 億円以上の工事 (詳細調査対象)

の調査内容に加え、次の事項についても調査します。

- 手持工事の状況 (契約対象工事場所付近及び契約対象工事関連)
- 契約対象工事場所と事業所、倉庫等との地理的關係
- 手持資材の状況
- 手持機械又は機械リース元の状況
- 下請契約の予定者一覧表
- 資材購入先又は資材リース元の状況
- 労働者の具体的供給の見通し
- 過去に施工した同種工事の施工実績

以上の調査内容については、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針 (H18.5 閣議決定) における「適正な施工体制を確保するためのダンピングの防止に関すること」に準拠しています。

調査対象者との契約

特約条項

- 下請契約代金の総額にかかわらず、施工体制台帳の提出を義務付け
- 配置技術者 1 名増員
- ただし、技術者の増員は、過去 2 年以内に低入札価格調査の対象となり受注した局発注工事において、工事成績不良等で指名停止措置等を受けていた場合に限りです。

□最低制限価格等の工種別算定方法 (積算内訳に乗じる係数)

工事種別	積算内訳	最低制限価格 調査基準価格	失格基準価格	
			予定価格 5 億円未満	予定価格 5 億円以上
土木工事 造園工事	直接工事費	95 %	90 %	75 %
	共通仮設費	90 %	70 %	70 %
	現場管理費	70 %	70 %	70 %
	一般管理費等	30 %	30 %	30 %
建築工事 建築(機械・電気)設備工事	直接工事費 - 直接工事費 × 10 %	95 %	90 %	75 %
	共通仮設費	90 %	70 %	70 %
	現場管理費 + 直接工事費 × 10 %	70 %	70 %	70 %
	一般管理費等	30 %	30 %	30 %
昇降機設備工事	直接工事費 - 直接工事費 × 20 %	95 %	90 %	75 %
	共通仮設費	90 %	70 %	70 %
	現場管理費 + 直接工事費 × 20 %	70 %	70 %	70 %
	一般管理費等	30 %	30 %	30 %
土 木(機械・電気)設備工事 プラント(機械・電気)設備工事 電気通信設備工事	機 器 費	83 %	79 %	69 %
	直接工事費	95 %	90 %	75 %
	共通仮設費	90 %	70 %	70 %
	現場管理費 + 据付間接費 + 設計技術費 又は現場管理費 + 機器間接費(技術者間接費)	70 %	70 %	70 %
	一般管理費等	30 %	30 %	30 %